

## 三芳町公用封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三芳町有料公告物取扱要綱（平成19年三芳町告示第2号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、町が作成する一般郵便用封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(封筒の種類)

第2条 広告を掲載することができる封筒は、長形3号封筒、角形2号封筒及び角形20号封筒とする。

(広告の掲載位置、掲載枠数等)

第3条 広告の掲載位置、掲載枠数等は、次の表のとおりとする。

封筒の種類	長形3号封筒	角形2号封筒及び角形20号封筒
掲載位置	裏面（募集時に指定する。）	
掲載枠数	4枠	6枠
枠規格	縦4.5cm×横9cm	縦8cm×横10cm
刷色	単色（町の指定する色）	

(封筒の印刷枚数)

第4条 広告掲載封筒の印刷枚数は、募集時に指定する。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、募集時に指定する。

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、当該広告の掲載された封筒の在庫が無くなるまでとする。

(広告掲載の募集)

第7条 町長は、広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集をするときは、町のホームページ又は広報みよし等により周知する。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、要綱第4条第2号に掲げる者に対し、広告掲載についての案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、三芳町公用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、募集時に定める期限までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに要綱第6条に規定する三芳町広告選定委員会に審査させ、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項で可とした広告の掲載位置の決定及び当該広告の数が、第4条に規定する掲載枠数を超えたときの選定については、募集時に指定した抽選方法により、決定するものとする。

3 町長は、第2項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載

内容及び条件等について、三芳町公用封筒広告掲載決定・不掲載決定通知書(様式第2号)により掲載希望者に通知するものとする。

(広告原稿の提出)

第10条 広告掲載の決定通知を受けた掲載希望者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期限までに、掲載する広告の版下(以下「版下原稿」という。)を町長が指定する方法で提出するものとする。

(広告内容の変更)

第11条 町長は、町のイメージを損なうことのないよう広告のデザイン及び内容等について、掲載前に広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載決定の取消し)

第12条 町長は、要綱第9条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取消すことができる。

- (1) 前条の規定による版下原稿の修正を広告主が行わないとき。
- (2) 広告掲載に係る手続き等に広告主の虚偽が判明したとき。
- (3) 広告主から書面により決定の取消しの申し出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適切でないと認めたとき。

2 町長は、前項各号の規定により広告掲載の決定を取消したときは、第9条第2項の抽選に漏れた掲載希望者から広告主を選定することができる。

3 町長は、第1項各号の規定により広告掲載の決定を取消したときは、広告主に対して損害の賠償を行わない。

(広告掲載料の返還)

第13条 要綱第11条の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

2 要綱第11条の規定により広告掲載料を還付するときは、封筒の残存数に応じて還付するものとする。

(掲載広告の取下げ)

第14条 掲載期間中に掲載広告の取下げはできないものとする。

(広告掲載の中止)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を中止することができる。

- (1) 掲載広告が、要綱第3条の規定を満たさないおそれが生じたとき。
- (2) 掲載広告の広告主が、倒産等により存在しなくなったとき。
- (3) その他掲載広告及び広告主の責めに帰す事由により、封筒を継続して使用することに支障が生じたとき。
- (4) 町長は、前号の規定により広告掲載を中止したことに伴い、町に損害が発生したときは、当該広告主に対し損害の賠償を請求することができる。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、版下原稿の作成経費及びその他広告の掲載に係る一切の費用を負担するものとする。

3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて、権利処理が完了していることを保証しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第 19 条 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

(裁判管轄)

第 20 条 この要領に定める広告掲載等に関する訴訟の提起は、町の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、公用封筒広告の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成 25 年 6 月 20 日 町長決裁)

この告示は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 12 日 課長決裁)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。